

友好都市との交流事業 助成金制度のご案内

公益財団法人新宿未来創造財団（以下「財団」）では、新宿区で活動する区民団体が、新宿区の友好都市等との交流事業を行う際、経費の一部を助成しています。申請を希望する団体は、以下の注意事項を確認の上、ご申請ください。

目次

- 申請を行うことができる団体
- 助成対象となる事業
- 助成対象事業の実施期間
- 助成対象となる経費
- 助成金額
- 助成金の交付申請
- 助成金の交付申請期限
- 申請書類の審査
- 助成金の交付決定
- 助成金の請求及び支払い
- 実績報告
- 最終助成額の決定および余剰金の返還



●申請を行うことができる団体

以下の条件をすべて満たす団体が対象となります。

- ・ 構成員の2分の1以上が新宿区民であり、かつ、代表者が新宿区民であること。
- ・ 営利活動を目的としていないこと。
- ・ 政治活動又は宗教活動を行っていないこと。
- ・ 規約又は会則を備え、民主的な運営が行われていること。
- ・ 助成金申請時に、1年以上継続した活動実績を有すること。
- ・ その他、財団が不相当と認める行為を行っていないこと。

●助成対象となる事業

以下のいずれかに該当する事業が対象となります。ただし、営利活動、政治活動もしくは宗教活動に属するもの、公序良俗に反するもの、または同種の助成金を他から受けるものを除きます。

- ・新宿区の友好都市（以下「友好都市」）からその都市の市民を招待し、新宿区内で実施する交流事業
- ・友好都市の公共性又は公益性のある団体等からの招請により、友好都市で実施する交流事業
- ・友好都市以外の都市からその都市の市民を招待し、新宿区内で実施する交流事業
- ・友好都市以外の都市の公共性又は公益性のある団体等からの招請により、現地で実施する交流事業

●助成対象事業の実施期間

4月1日から翌年3月31日までに完了するものとします。

●助成対象となる経費

助成申請を行う事業に要する経費で、以下の項目に該当するものとします。

旅費交通費	事業参加者の移動に係る公共交通機関の運賃
通信運搬費	事業実施に必要な郵送料等 (※送付物及び送付先一覧表の提出が必要です)
消耗品費	事業で使用する消耗品、参加者用の弁当および飲料等
施設使用料	事業実施日の会場及び会場付帯設備の使用料

※支出内容が助成を申請する事業に限定できないものは、助成対象外となります。

●助成金額

助成対象経費のうち、財団が適当と認める額の2分の1の額が上限となります。

ただし、財団からの助成金以外の収入がある場合、助成対象となる支出額から助成金以外の収入額を差し引いて、助成額を算定します。

例1) 助成金以外の収入が無い場合

助成対象となる支出額	200,000円
助成できる額	$200,000 \times 1/2 = 100,000$ 円

例2) 助成金以外の収入がある場合

参加料収入	40,000円
助成対象となる支出額	200,000円
助成できる額	$(200,000 - 40,000) \times 1/2 = 80,000$ 円

●助成金の交付申請

以下の書類を財団（新宿コズミックセンター）へ提出してください。

※印の書類は、ダウンロードができます。

- ・助成金交付申請書（※様式1）
- ・事業実施計画書（事業の内容を分かりやすく記載してください）
- ・事業収支予算書（※様式2）
- ・新宿区以外の都市で実施する交流事業の場合、
実施する都市の公共性又は公益性のある団体等からの
招請であることが確認できる書類（招待状などの写し）
- ・団体構成員全員の住所が記載された名簿
- ・団体の規約又は会則

上記以外に、財団が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

申請書類提出時に、申請内容についてのヒアリングを行います。提出の際は、提出の前日までに、財団地域交流課まで電話連絡をお願いします。

提出の際は、事業内容および提出書類のご説明ができる方がお越しく下さい。

ヒアリングの結果、書類の修正、再提出をお願いする場合があります。修正による提出期限の延長はできませんので、日程にゆとりをもってご提出ください。



●助成金の交付申請期限

実施日が所属する年度（4月1日から翌年3月31日まで）の前年度2月1日から2月末日まで。

- ・2月1日が土、日、祝日にあたる場合は、その直後の平日が受付開始日となります。
- ・2月末日が土、日、祝日にあたる場合は、その直前の平日が受付終了日となります。
- ・受付時間は午前9時から午後5時までです。時間外の受け付けはできません。

●申請書類の審査

財団は提出された申請書類を審査し、助成金の交付の可否及び助成額を決定します。複数団体からの申請があった場合は、新宿区の友好都市との交流事業を優先します。また、その年度の予算額により助成額は変動します。

●助成金の交付決定

審査の結果、助成金交付が決定した団体には、助成金（上限額）交付決定通知書を郵送します。助成金の交付を行わない団体には、審査結果通知書を郵送します。

●助成金の請求及び支払い

交付決定を受けた団体は、助成金（上限額）交付決定通知書に記載された期限までに助成金（上限額）交付請求書（通知書に同封）を財団に提出してください。

期限までに請求書が提出されない場合、助成申請を辞退されたものとし、決定結果

は取り消しとなります。

助成金は、事業実施前に上限額の2分の1、事業終了後に提出していただく実績報告の内容確認後に、上限額の2分の1を上限に残額を支払います。

助成金の支払いは、団体が指定する口座への銀行振込で、振込日は財団が指定する日となり、概ね事業実施日の1ヵ月前となります。

●事業実施



●実績報告

助成対象事業の終了後、速やかに以下の書類を財団に提出してください。

※印の書類は、ダウンロードができます。

- ・事業実績報告書（※様式6）
- ・交流の状況が分かる写真等を貼付した詳細な活動記録（A4判）
- ・事業収支決算書（※様式7）
- ・領収書原本（A4判の用紙に貼付）

上記以外に、財団が必要と認める書類の提出をお願いする場合があります。

報告書類提出時に、報告書類について内容を確認するためのヒアリングを行います。提出の際は、提出の前日までに、財団地域交流課まで電話連絡をお願いします。

提出の際は、事業内容および提出書類のご説明ができる方がお越しく下さい。

ヒアリングの結果、書類の修正、再提出をお願いする場合があります。

●最終助成額の決定および余剰金の返還

財団は提出された報告書類を確認し、最終助成額を決定します。以降の手続きは、以下の通りとなります。

①最終助成額が上限額と一致した場合

事前に通知していた上限額の2分の1を支払います。

団体には、助成金（最終助成額額）交付決定通知書により通知しますので、指定する期限までに助成金（最終助成額）交付請求書（通知書に同封）を財団に提出してください。

助成金の支払いは、団体が指定する口座への銀行振込となります。振込日は財団が指定する日となります。

期限までに請求書が提出されない場合、請求を辞退されたものとし、当該助成金の支払いは行いません。

②最終助成額が上限額未満で、かつ事前交付額以上となった場合

最終助成額から事前交付額（上限額の2分の1）を差し引いた額を支払います。
通知および請求等については①と同様です。

③最終助成額が事前交付額未満となった場合

最終助成額と事前交付額との差額を財団へ返還してください。

団体には、助成金返還通知書にて通知しますので、通知書に記載された期限までに、財団へ返還してください。返還方法は、指定銀行口座への振込、または財団窓口での現金による返金のいずれかとなります。振込の場合の手数料は団体のご負担となります。

期限までに返還を行わなかった場合、以降の助成金申請資格を失いますので、十分ご注意ください。

●交付決定の取消

偽りその他不正の申請に基づき助成金の交付を受けた場合、またはこの助成金を目的外に使用した場合は、助成金の交付決定を取り消すとともに、既に交付した助成金の全額を返還していただきます。

該当した団体は、以降の助成金申請資格を失います。

【お問合せ・申請窓口】

公益財団法人新宿未来創造財団 地域交流課

東京都新宿区大久保3-1-2 新宿コズミックセンター内

TEL03-3232-5121 FAX03-3209-1833

Eメール chiiki@regasu-shinjuku.or.jp

受付時間：新宿コズミックセンター休館日を除く

平日 午前9時～午後5時

※休館日／原則として毎月第2月曜日。祝日の場合は翌火曜日。

年末年始（12月29日～1月3日）



**The Shinjuku Foundation
for Creation of Future**